

第五に、預防接種を受けた者に對して證明書を交付し、市町村においても臺帳を作成し、これが記録を明瞭ならしめ、實施の確實を期したことあります。

以上がこの法案の骨子であります。が、何とぞ眞重御審議の上速かに可決せられんことを希望いたします。

○委員長(坂本重蔵君) お詫びいたし

ます。ちよつと速記を止めて……。

午前十時四十二分速記中止

午前十一時一分速記開始

○委員長(坂本重蔵君) それでは速記を取つて下さい。これより性病預防法につきまして質疑を行ないます。

○宮城タマヨ君 あのう、ちよつとお伺い申上げますが、第三章の健康診断といふところの第八條でございます。

「婚歴をしようとする者は、豫め相互に、性病にかかるかた開拓する医師の診断書を交換するようつとめなければならぬ。」というのでございますが、これは必ず健康診断書を交換するようつとめることを決めるということに、何か不都合がございましょうか。

それから今一つは、その次の條文に、「妊娠じた者は、性病にかかるかどうかについて、醫師の健康診断を受けるようつとめなければならぬ。」やはり「つとめなければならぬ。」ということになりますと、えどこれが空文に終りやしないかといふのであります。

○政府委員(濱野規矩雄君) 第八條と

第九條は長い間各種の團體から希望が

あります。又請願もあり研究もあります。

した長いものであります。が、八條九條は仰せのことくに、別に罰則も何も

つております。で、この方式に考えまつております。で、この方式に考えまつております。

した理由は、結婚するときにアメリカの婚姻書を

持つて牧師さんのところへ行つて初めで婚禮ができるのであります。日本はそうじやなくして、大概お仲人さん

がおりまして、済んでから婚姻届を或る時期を経て出すのであります。ちよつと違うのです。

もう一つの問題は、性病の本當の検査に行きますれば、非常に失禮であります。ただそういうことを本當にお互いにされれば結構と思うのであります。男性におきましても、女性におきましても、こういう問題が起きておりました。が、その以外に何かの方法で知識の向上をさせるといふお考えはありませんか。ちよつとそれを詳しく述べてお聞かせください。

○委員長(坂本重蔵君) それでは速記

を取つて下さい。これより性病預防法につきまして質疑を行ないます。

○宮城タマヨ君 あのう、ちよつとお

伺い申上げますが、第三章の健康診断といふところの第八條でございます。

「婚歴をしようとする者は、豫め相互

に、性病にかかるかた開拓する医師の診断書を交換するようつとめなければならぬ。」といふことでございますが、これは必ず健康診断書を交換するようつとめることを決めるということに、何か不都合がございましょうか。

それから今一つは、その次の條文

に、「妊娠じた者は、性病にかかるかどうかについて、醫師の健康診

断を受けるようつとめなければならぬ。」やはり「つとめなければならぬ。」といふことになりますと、えどこれが空文に終りやしないかといふのであります。

○宮城タマヨ君 重ねて伺いますが、

お勧めしたい、こういふ點でございま

す。

れだけでいらつしやるのですね。

○谷口彌三郎君 只今御質問になつたのと同じようなものですが、第三條、

第四條においても、あまり徹底せんよ

うな事柄が出ておりますが、併しこれ

のと同様のものであります。この條は仰せのことくに、別に罰則も何も

つております。で、この方式に考えまつております。

した理由は、結婚するときにアメリカの婚姻書を

持つて牧師さんのところへ行つて初めで婚禮ができるのであります。日本はそうじやなくして、大概お仲人さん

がおりまして、済んでから婚姻届を或る時期を経て出すのであります。ちよつと違うのです。

もう一つの問題は、性病の本當の検査に行きますれば、非常に失禮であります。ただそういうことを本當にお互いにされれば結構と思うのであります。男性におきましても、女性におきましても、こういう問題が起きておりました。が、その以外に何かの方法で知識の向上をさせるといふお考えはありませんか。ちよつとそれを詳しく述べてお聞かせください。

○委員長(坂本重蔵君) それでは速記

を取つて下さい。これより性病預防法につきまして質疑を行ないます。

○宮城タマヨ君 あのう、ちよつとお

伺い申上げますが、第三章の健康診断といふところの第八條でございます。

「婚歴をしようとする者は、豫め相互に、性病にかかるかた開拓する医師の診断書を交換するようつとめなければならぬ。」といふことでございますが、これは必ず健康診断書を交換するようつとめることを決めるということに、何か不都合がございましょうか。

それから今一つは、その次の條文

に、「妊娠じた者は、性病にかかるかどうかについて、醫師の健康診

断を受けるようつとめなければならぬ。」やはり「つとめなければならぬ。」といふことになりますと、えどこれが空文に終りやしないかといふのであります。

○宮城タマヨ君 重ねて伺いますが、

お勧めしたい、こういふ點でございま

す。

で、すべてに亘つて盡されておりま

す。併し今言つた早期発見の意味におきまして、どこに誰から買つたかとい

うことを醫師が聞いて頂く。こういう

ところが醫師の協力になります。

○谷口彌三郎君 只今ので太體が分り

ましたが、尙知識の普及といふこと

は、先日の「肉體と惡魔」などを見せて頂きましたので、あいづ方法をお取

りになるといふことも存じております

が、その以外に何かの方法で知識の向上をさせるといふお考えはありません

か。

○谷口彌三郎君 只今ので太體が分り

ましたが、尙知識の普及といふこと

は、先日の「肉體と惡魔」などを見せて頂きましたので、あいづ方法をお取

りになるといふことも存じております

が、その以外に何かの方法で知識の向上をさせるといふお考えはありません

か。

○政府委員(濱野規矩雄君) 性病の知

識普及といふことは、非常になか

りません。ただそういうことを本當にお互いにされれば結構と思うのであります。男性におきましても、女性におきましても、こういう問題が起きておりました。が、その以外に何かの方法で知識の向上をさせるといふお考えはありませんか。ちよつとそれを詳しく述べてお聞かせください。

○政府委員(濱野規矩雄君) 性病の知

識普及といふことは、非常になか

りません。とにかくこの法律で必ず交換しなければならないといふことを規定しておきまして、それが一番効果的ではないかと思つています。ただ理由は、「つ」といふことであります。

性病の傳染防止の方法を指示せよといふふうなことが出ておりますが、これは醫師もこの忙しい場合に口で一々指示するといふことは……、これは文書發行して、それを出させるようにするのでございますが、それとも厚生省

は、あたりから何かそういう方面的書類を

おつりでございますが、その點一

つ。

このパンフレットを作りました。東大、慶應の兩方の権威を集めまして、やはりこのパンフレットを作りました。専門の書類が現れるのじやないか。「肉體と惡魔」に

一つのパンフレットを作りました。この三つの方法で、こういう教育の線が

あるのでございますが、それとも厚生省

は、その患者が途中で治療を止めたり

治らなければならぬといふことを、要するに治療を始めたところまで見る。この治療には早期発見教育、この三つがこの法律の眼目

です。とにかくこの法律で必ず交換しなければならないといふことを規定しておきまして、それが一番効果的ではないかと思つています。ただ理由は、「つ」といふことであります。

性病の傳染防止の方法を指示せよといふふうなことが出ておりますが、これは醫師もこの忙しい場合に口で一々指示するといふことは……、これは文書發行して、それを出させるようにするのでございますが、その點一

つ。

このパンフレットを作りました。専門の書類が現れるのじやないか。「肉體と惡魔」に

一つのパンフレットを作りました。東大、慶應の兩方の権威を集めまして、やはりこのパンフレットを作りました。専門の書類が

あるのでございますが、それとも厚生省

は、その患者が途中で治療を止めたり

治らなければならぬといふことを、要するに治療を始めたところまで見る。この治療には早期発見教育、この三つがこの法律の眼目

です。とにかくこの法律で必ず交換しなければならないといふことを規定しておきまして、それが一番効果的ではないかと思つています。ただ理由は、「つ」といふことであります。

性病の傳染防止の方法を指示せよといふふうなことが出ておりますが、これは醫師もこの忙しい場合に口で一々指示するといふことは……、これは文書發行して、それを出させるようにするのでございますが、その點一

つ。

ゆる結婚をしようとする者は極めて多いのでありますから、醫師の診断といふことに對して局部診斷のことく考へられると思うのですが、これは局長に何うでありますか、血液の反應とそれから尿の検査だけでもり得るものなれば、もう一層そこを具體的に血液の反應及び尿の検査に對する診断を交換せよといふうに書いてしまつた方が、娘さんも安心して病院へ通うのです。とても診斷でやられたらまらない。夫に見せるより先に見せなければならないから(笑)絶対に許せなければならぬことになつて來ますので、それでこゝは血液の反應と尿の検査で事足りるものならば、そういうことを初めから法律に指示した方が、私は動行する上に古くて重めて便宜であると思うので

○政府委員(済野規矩雄君) 傳染病と同じ取扱いいたしておりますので、先程申しました傳染病の豫防の中に入れると、いぢょうな、保菌者と同じよくな、もつとひどい患者であります。そういう方法で治療する、治療しないときは網が附いております。

○谷口雅三郎君 第七條で患者が治療をしません場合に届けるということになつておりますが、この届けた場合には徹底的に又その人に治療をさせるような方法ができますか、そこを一つ伺います。

卷之三

貴しかつて一器が果てでんしがどう
うのございます。ただ理由は、「
とめなければならぬ。」といふ、

性病を染めし場合罰せられることになります。この法律が一方においては、そういうふうに有效になつております。ただ婚姻に際しまして最小限度小水とそれから血液検査をしてお互に見せる、これはお仲人さんがお勤めする、私はこういうふうに存しております。

それから第十條の「正當な理由のある」と申しますのは、例えばその患者さん達を診まして、保健所の職員がこれららの患者について調査をした後に、例えば祕かに薬を買って治療してゐる事実があるとか、専門家でない他の医者の所へ行つて治療しておるとか、そういうようなはつきりした事實があつたことを微して「正當な理由」と書いてあるのであります。

が、道徳的の規定であります。これに罰則を伴うか伴わないか、これも亦考えなければいかんと思うのであります。罰則が伴つていなければ、道徳的规定の方がより以上有効と考えます。實際にこういものをいたしましても、婚姻届がずっと遅れて、婚姻届が區役所に出るのであります。が、同時に又性病を染めますれば、この法律の中でも罰せられることになります。他人に

ういう問題がありますれば、お仲人さんには委せるよりしようがない。本人同士ということだけでなく、徹底的にやるうといふならば、徹底的な診断書を見せなければならぬ。最小限度の検査は血液の検査だけで、これはどこもわからずに行けます。これは最小限度とすることを申上げているのであります。

先程宮城委員からお話をありました
が、これは前回お手に取らなかったままで

ら最後まで見る。この治療には早期見とこと、完全な治療、それから教育、この三つがこの法律の眼目

いふうにすればよくなきかと思うのであります。が、男子のみに、診断書を交換するのではなく、男子の診断書を至るところまで持つて行く考え方には、政府になかつたのがどうか。

それからもう一つは、第九條の流産性が大體梅毒性なことはよくわかるのであります。が、たび々流産する者はどうしても梅毒性と我々見ておる。今日までいろいろな経験を持つておるところから考えましても、流産を二回いたしましても、これは極めて梅毒性がさるものと思ひ得る状態なものと思われる所以りますが、流産をした者は、どうしてもこれを醫師の健康診断を受けねばならないといふようなふうの規を作る必要がありはせんか。それも規を作り初めの妊娠であるなら、それは醫師の健康診断を受けること

やはり外部へ接觸する機會のある者は、女子より男子でありますから、男子の方の側に健康診断を強要するといううことは、私はこの際そのくらいの程度の衛生観念を國民に持たすべきだと思うのであります。が、男子のみといふことは、憲法においていけないと、うことになれば、女子は暫くこの道田を何ヶ年か延期するとか、或いは父女子に對しては、特例を聊さか設けると

いですね。その答辯に對してそれでは第九條は、女子には大變また羞恥觀のも伴うものでありますから、或いはワハ極めて高度な衛生を狙えば、兩方とも絶対にやらねばならん問題になると困りますけれども、日本の國情と文化の現在の過程におきましては、或いは男子だけならば、相當運行できやせんかと思うのですが、大陸まあ傳染はどつづいてゐるからこそこゝらで、

おきまして猥褻罪を構成する。……。アメリカではあれぐらいのものを出されなければならんと言い、國內では猥褻罪

麻病ですが、その醫者は麻病といふを聞いて言わすにおつて、その女呼んでいらつしやいというので、一で來ましたところが、その女性の物を見ると、淋菌がないのであります。併しながらこれを顕微鏡でと、上皮に一ぱい出でる、現にを患つておつた現象のある女性。これはヘニシリンで一日で癒すが、それをやりますと、そういうのが残るのであります。始まつたりのときは……、そういうことはの専門家の御意見を借りまして、いろいろと民主的に聞いて参りましたが、ながくこの問題はデリケ的な問題が幾つもございまして、要徳規定にいたしまして、そうして人さんその他がお互に片付けく。だから必要によつては、全部

お話を承りましたが、又逆の話もありまして、非常に僭越ですが、の間は、この法律をやつておる眞ですが、男子が痴病に罹りましての男子の訴えは、女性から染されのですが、これは本當の處女でありますわておる。その人と固く言いまして、その人が初めてでありますところがどうもおかしいというの医者のところへ行つて見ると、確

うに努めなくともいいかも知れん。うのでありますから、流産をした者は、診断を受けるべきである、受ことに決められる方が梅毒の根絶のために必要な処置であると思うのですが、そういう考え方を持ちにならつたのかどうか、これもお伺いします。

○政府委員(渡野規矩雄君) 男子の場合はどうでござりますが、これは私

おつもりでございますか。その
つ。
○政府委員(濱野規矩雄君) 大體

診断をしなければならぬ。又必要によれば、血液検査をする。又お互いに信頼があればしなくてもいい。要するに道德規定にして進めて行きたいと思ひます。

それから話が少し下劣になつていかんのであります。が、流産の場合でござりますが、流産の場合におきましては、これはまあ御承知の通り、妊娠婦手帳ができますので、流産必ずしも梅毒とばかり限りません。妊娠婦手帳を渡しますときに、必ず血液検査をするとして、一過流産をした者は必ず医者を訪れますよろしく、又お医者もそれを聞けば、必ず一度内診なんかをして、血液検査もいたします。こういう問題が必ず起るものと思ひます。こういふことを聞いておきましょう。

○中平常太郎君 今矛盾な點をお話になつたのであります。が、流産その他に對しましては、妊娠婦手帳によつて、血液検査をやつておるというお話をあります。が、先程のお話には、血液検査で梅毒が分らないといふことを言つておられて、極めて不安定なものであるといふような言い方であるのに、妊娠手帳というものを全國にお出しになつて、何十萬のものをお出しになるのに、それに基礎付けられるとこどもの、衛生的な方面を扱う場合に、その血液検査というものが、やはり必要條件の中に入つて来るといふことになりますが、それをそこであなたがおつしやる間に、僅かの間に、そこに達つたことを二つ言つておられるので、御

意見が一致してない。それでたとえ十分に血液検査で分らないかも知れないが、大體血液検査で以て、妊娠手帳のときにもやるならばやる。血液検査、尿の検査をやるならば、大部分が助かると私は思ひます。そういうふうに考えるのであります。が、その點を一應御返事願います。後又外の方がお待ちになつておるから、後で又研究してお尋ねいたします。

○政府委員(濱野規矩雄君) 血液検査のことをはつきり申上げますが、要するに梅毒に罹つて直ぐの、いわゆる第一期の梅毒の発生のときは、血液検査は反応が出ません。こういうものは出ません。それが時期が来ますれば、反応が出来ます。一連の確かな反応田氏反応、これは私共、どの反応が確かかと、いう模範的検査をいたしました。が、全部この反応で行けといふことを言つておる。その意味で言えば、反応はどうもほつきりしておるのであります。が、先程のは、婚姻のときと性病に罹つたばかりでありまして、これは梅毒に罹つたばかりでは反応は出ません。が、あるだけで、これは出ません。要するに或る月日が来ませんけれども、このときは實物をあくつて見なければ仕様がない。そういう仕組で出る、どのくらい出ない率がある、これはほつきり決まつておきますが、その通りで差支えないと思いま

す。

○政府委員(濱野規矩雄君) これは、各人同士では非とつて頂きたいと、こういうことがあります。これは今の性の展覽會その他で、段々そういう教育をいたしております。各人でお互に話し合つてとつて頂きたい。

○草薙隆國君 二、三の點について、御質問申上げたいと思いますが、性病予防法は、先程の説明において、大體了承いたしましたが、私は、これには大きな疑問を二、三持つのであります。それは、かような國勢下で、性病を豫防するのに、又各市町村に診療所を構える。勿論代用病院又は代用診療所を可能とするけれども、先には一方に對するに或る月日が来ませんけれども、このときは實物をあくつて見なければ仕様がない。そういう仕組で出る、どのくらい出ない率がある、これはほつきり決まつておきますが、その通りで差支えないと思いま

す。

○政府委員(濱野規矩雄君) この性病治療の一一番の原則は、保健所で治療をするのを建前にしておりますが、ただいまありますのは、在來の法律においては、診療所並びに性病の病院が設けられております。それを活用する意図のものでございます。これから強調するところも勿論ございますが、現行の法律では、花柳病は治療する、花柳病予防法においてやる。道徳的なそ

連関しておりますから。この第六條の婚姻のところでござりますが、政府委員の御答辭の中に、この結婚いたしましたのも、本法にあります醫療費は大體國庫二の分一補助というのを建前といたるようですが、その點を一應御

が妥當ではないかといふ點であります。

○宮城タマヨ君 今の問題にちよつと

問題が議せられまして、結局この法律によりまして花柳病は治療する、花柳病予防法においてやる。道徳的なそ

問題は、一層素行不良といふ助成の問題は、生活保護法との睨み合せが問題になるのであります。そういう意味におきまして、そういう者から取れるだけ取る、そして絶対に取り得ない者に對しては適用して補助する、こういう形にしております。

○草薙隆國君 今の問題は大體從來豫防課關係においての費用の負擔といふのは大體二分の一で、或いは傳染病、先の豫防法なりすべてのものが大體そういうふうになつておるようになりますが、そしてその費用の出方といふものは從來とも隨分スローの出方であつて、從つて實際は治療といふようなものには間に合わないといふような場合が相當あつたと思ひます。この前

の委員會の會議において、努めてそれを少なくするというお話をありました

が、精神病の問題でもそうだと思います。

しる間に、僅かの間に、そこに達つたことを二つ言つておられるので、御

○宮城タマヨ君 今問題にちよつと

心にして、そしてそこにいろいろなものを作り出します。

ものを総合的に國家としては考える方

題ではありませんで、段々とこれは保

の委員會の會議において、努めてそれ

を少なくするというお話をありました

が、精神病の問題でもそうだと思います

す。従つてこれは生活保護法にいうところの缺格條項に當てはまるという場合もありましょが、必ずしもそらばかりではない、それが當てはまらない場合がむしろ多いのではないか。そうすると生活保護法による醫療といふもの、殊に一般の人、或いは一般の家庭の場合等におきましては當然それを取扱つて來るのであります。特種的な場合、性行不良のために起つて來る場合は別であります。が、そらではない場合が多數である。その場合においてはむしろ生活保護法の醫療といふものが當前で考えられるんじやないか。

保険法によつて今のどのような醫療といふものがむしろ妥當でないといふよう

うになつて來る。現在生活保護法によつていたしておられる性病の治療の費用といふのは、今後はこれに移す

お考であるが、生活保護は生活保護でやつていいというお考であるが、その點を伺いたいのであります。

○政府委員(濱野規矩雄君) これも卒

直に申上げますが、全部國費を以て性

病は治療すべきでないといふのが向うの考なんであります。全部國費を以て性病治療をするといふことになると、これは莫大なる金であります。これにつきましては随分長い間困難のことを

結局最後に出せる者から取る、こうい

う建前でございまして、昨年の暮に決

まりまして本年の一月から實施してお

りますが、「度一月から三月までに三

千萬圓の預算を頂戴いたしまして、こ

れは前渡で各地に送つております。豫

防局の預算は補助金制度で精算拂にな

つておりますが、この問題に對しては

特に前渡をいたしまして、先に金を縣

に送り届けて、そらしてそら遅れ

ることのないようになしておなりま

す。そういうような關係で性病の費用

は取れる者から取る。一方又先程申上

げましたように、或る業態者に限つて

この費用を縣費で出させ又はそれに

補助するといふことは、或る一部の人

にだけ都道府縣費を拂う、又國費を拂

う恰好になります。そらの助成に對

しては、アメリカが先程申しましたよ

うにそら診察を止めさせ、乃至は

性病の費用を持つさせることを止めさ

せましやつております。現状におき

ましてはこれでは非實行したい、實績

を挙げたい、こう考えております。

○草葉隆國君 どうもまだ……。結局

性病といふのは必ずしも性行不良だけ

に起因するものではない。從つてこれ

からは明朗の氣持で治療を受けようと

いうのが至當だと思います。従つて生

活保護法によつて性行不良といふもの

はすべて性病だ、性病はすべてそらだ

といふ考え方であつてはならないんじ

やないか。そこで先程國費によつて全

額負擔するのが理屈であるといふ建前

から申上げましてもむしろ三分の一よ

りも四分の三といふのがそれに近いの

くはないだらうかと思ふ。三千萬圓を

あつて、從來費用が少いために殆ん

ど效果を挙げていないといふ立場が多

くはないだらうかと思ふ。三千萬圓を

あつて、從來費用が少いために殆ん

自衛的にやうなることと我々は存するのですが、途中のちよこへの検査所は、本人の道徳的な、自分の體を護るという意味において、各人がそれ、の家において洗滌その他いたしまして、注意しておるよう存じます。

○小林勝馬君 先程草薙委員から御質問のありました第十六條の「性病の診療を行ふために、病院又は診療所を設置しなければならない。」と、ここにはつきり語つてあります、先程の答弁では、設置しなくとも通用するといふようなお話であります、この十六條に「設置しなければならない。」といふ一ヶ條があるために、各所で作らなければならんということに相成るのではないかと存するのであります、この點の御説明を願いたいのであります。

それから第六條の後段におきまして、「その他省令で定める事項を質問し、二十四時間以内に、文書を以て」云々とあります、この省令に定める事項の大略をお伺いしたいのと、二十二時までにできるかという問題をどういたいのであります。

○政府委員(渡野規矩雄君) 第十六條の「性病の診療を行ふために、病院又は診療所を設置しなければならない。」と書きましたのは、この性病の豫防に關しましては、國と地方廳とそれから個人の三つが相俟つてやるというこ

を當初に申上げましたが、又それが
の法の一一番の趣旨でございますが、即ち
に第二條に、「國及び地方公共團體は
常に性病の徹底的な治療及び預防に努
めるとともに、」これへといふのを受
けて、この第十六條ができておりま
す。従つてこの「省令の定めるところ
により、病院又は診療所を設置するこ
とができる。」で、診療所を造ります。
ときには、厚生省の方に、要するに委
用の關係で一應合議に入りますので、
その點におきまして、診療所の不備の
點、そりやうな場合の多いときによ
は造ります。それから又保健所で済む
所には、保健所にいたします。そりや
うことで收容をして行きたい。こうい
うので、重點は保健所にありますかが、
病院にまで收容しなければならん場合
には、こりやう點を特に書いておきま
した。二章の第六條の届出は二十四時
間までにボストにぼうりこんで頂けば
よいのであります。大體私達はそれでで
きると思います。必要な届出をします
内容はその患者の氏名と生年月日、男
か女かということ、職業、その人の現
住所、感染したとまあ推定される日、
それから疎病の日、以前治療したかど
うかそのときのこと、それから接觸
者、どうう人から病毒を貰つたかとい
うこと書いて出す、これが大體で簡
單であります。それからこの必要ある
ときと申しますのは、患者に對して治
療を受けさせる必要があると認めたと
き、そのままに放任して置きますとき
は性病豫防上本人にとつては勿論のこ
と、公衆衛生の見地よりいたしまして
も、支障あるものと都道府縣知事が認
めた場合と成るべく廣く解釋するつも
りであります。

○小林勝馬君 都道府縣知事がどううわけで分るのですか。

○政府委員(濱野規矩雄君) これは都道府縣の名前で出しておりますが、保健所の所長が主にしておりますので、保健所の性病係の者並びに保健所長、性病の擔當の係官が治療しているので、そういう者がいたします。

○小林勝馬君 第六條のその届出たとつてこれは分るという意味ですか。それとも別個に保健所長がそういうふうなあれば分るという意味ですか。

○政府委員(濱野規矩雄君) 十四條の報告から分つて來ると思ひます。

○小林勝馬君 十六條の今の御説明はちよつと第三項におきまして、「一定の期間を限り」、「一定の期間しか外のものは使えない」というふうに私共は解説するよう思ひます。がこの點説明願いたいと思ひます。

○政府委員(濱野規矩雄君) これは普通代用のものは一年々々更新することにしているのであります。一年々々更新の間代用の非常に設備が悪ければ外の診療所にやらせる。縣に診療所に適當するものがあるかどうかということを調べて、毎年々々更新して行くわけであります。

○小林勝馬君 ですからどうしても十分の、本様によつて診療所を設置しなければならないということになるのではないか。代用でできないといふことになりますが。

○政府委員(濱野規矩雄君) 代用でできるのです。

と、これが反対のよう私共説明するので、尙又代用でやるという條項といふやうの本條の診療所を設置しなければならんということになることにおいては變らないと思うのですが……。

○政府委員(濱野規矩雄君) 要するに先程申しましたように國、それから都道府縣、それから個人の問題であります。が、そういう意味におきまして十六條を置きまして性病診療所を設置しなければならん、こういうことであります。同時に現在あります性病診療所もこれに包含しておりますことも先般申上げた通りであります。そこで保健所が中心になれますけれども、保健所御承知の通りまだなくへ完成しておりません。又全部できましても非常に性病の多いところは保健所が及ぶわけに行きません。そういう場合におきまして或る程度の期間本當の診療所を造らなくても代用の診療所をやれば、性病がなくなると思うときには、個人の診療所を代用として認定いたしまして、そうしてそれによつて治療をさして行く。そうしてすつかり性病がなくなり新たに保健所できれば、停止してもいい。要するにそういう意味におきまして、書かれたわけであります。

○中山鶴彦君 この第二章の届出の問題でありますが、性病を傳染病と同様に扱うといふ意味において、二十四時間以内に文書で保健所長を経て届け出る、この保健所といふものは現在全國に六百五十ヶ所と記憶いたしますが、それぐらいしかないのですますが、先刻局長の御答辯によりますといふと、ボストに入れればよい、こういふお話をありますと、急速に届出するといふ意味からいいますと、ボストに入

歸するよほはいいということとは少し離れたところにあります。それが、これはもう少し早くするような便法をお考えになつておりますか、ということを一應お尋ねいたします。

今一つは醫師は性病を治療する義務を負はされておるのであります。それでその費用を本人はもとより、扶養義務者が負担に堪えんものが相當數あるのではないかと思う。そこでそちらのものに對しては國が大部分費用を負擔し、地方廳がその一部を負擔するということになつておりますが、現在地方廳の財政といふものは、御承知通りあります。常に極度の窮屈になりますので、勿論一部の費用でも負擔し得ることができるかどうかということを私共非常に疑つておるのであります。すでに昨年十月から實施されおりました生活保護法の醫療方面におきましても、私共が地方に行つて調べますといふこと、この醫療費といふものが非常に少いために、その目的が達せられないと、このような實情を見て參つておるのであります。ただ法律としては形式の上では大體立派でありますけれども、現實の問題に比較してこれがどうかといふような氣持がいたしますが、この點についてはつきりと一つ御答弁を願つておきたいと思います。

○政府委員(渡野規矩雄君) 先程私が邊信主張と申しましたのは、今中山さんからお話をのよにできるだけ早くいたしますが、遅れても二十四時間以内に發信して貰えればいい、こういう意味のことを言つたので、要するに幾ら遅いそれでも二十四時間以内に認信して貢いたい、保健所長の手許に二十四時間以内に著かんでもいいのである、要するに

• 100 •

調しましては、國と地方廳とそれから個人の三つが相俟つてやるということ

も支障あるものと新造府縣知事が認めた場合と成るべく廣く解釋するつもりであります。

○小林勝馬君 先程からこの十六條の

診療所をわざ々費用を使って造らなければなりませんか。

お話をありますと、ボストンに入りであります。

いたい、保健所長の手許に二十四時間以内に認信して貰ひたい。

内に著かんでもいいのである、要する

にそういう意味でお答えたしたのであります。できるだけこれは早い方が一番結構なあります。さよう御承知を願います。

それから今の費用の問題であります。一部は社會局の關係の問題になりまますので、先程申ましたように、これは兩方の法律の片一方を起案した時から若干考えられておりますが、先程申上げましたように、小一年掛つて性病治療の問題について、進駐軍と協議しまして三千萬圓预算を出しまして、全部出し得ない者は全額、それから少しでも出せばそれだけを出して貢つてやる。こういうふうにしまして、幾つもの階梯を變えまして、これ

を國庫が三千萬圓、府縣が三千萬圓出しまして實施いたしております。實際問題といたしましては、保健所の中で問題をして参りますので、その收入が若干保健所にありますので、その收入は性病に使つて貢うようにしておられます。極めて僅少な利益がありますれば、それを今補助の方へも使つよう

に指示しております。できるだけそ

ういう點で縣の負擔を少くするよう

に……、負擔が多くてその治療が徹底

され、それを今まで困りますので、そういうよ

うに全面的に指導いたしております。

○渡森眞治君 この法律は日本人以外の、いわゆる日本に國籍を持つておる人間に對してはどういうふうになります。

四條、それから二十五条であります。

○山下義信君 私もまだ一度通覽しただけで研究が未然であります。今舉

人が體分おつて、これが媒介の原因を勝分作つておるのでから、これに對するお考へ、又取扱方をお伺いしたい

と思います。

○政府委員(渡野規矩雄君) これは法

律の第三條に「何人も、性病にかかるないようにつとめるとともに、性病にかかるときは速やかに醫師の治療を受けなければならない。」ここに「何人も、」と特に出したのは、進駐軍は「何人」に入りませんが、それ以外の者は全部何人に入る。初めは私共は受けなければならぬ。」

それから今の費用の問題であります。かかる若干考えられておりますが、先程申上げましたように、小一年掛つて性

病治療の問題について、進駐軍と協議しまして三千萬圓预算を出しまして、全部出し得ない者は全額、それから少しでも出せばそれだけを出して貢つてやる。こういうふうにしまして、幾つもの階梯を變えまして、これ

を國庫が三千萬圓、府縣が三千萬圓出しまして實施いたしております。實際問題といたしましては、保健所の中で問題をして参りますので、その收入が若干保健所にありますので、その收入は性病に使つて貢うようにしておられます。極めて僅少な利益がありますれば、それを今補助の方へも使つよう

に指示しております。できるだけそ

ういう點で縣の負担を少くするよう

に……、負擔が多くてその治療が徹底

され、それを今まで困りますので、そういうよ

うに全面的に指導いたしております。

○渡森眞治君 この法律は日本人以外の、いわゆる日本に國籍を持つておる人間に對してはどういうふうになります。

○山下義信君 私もまだ一度通覽しただけで研究が未然であります。今舉

人が體分おつて、これが媒介の原因を勝分作つておるのでから、これに對するお考へ、又取扱方をお伺いしたい

と思います。

○政府委員(渡野規矩雄君) これは法

○山下義信君 尚これら條項の質疑

は保留として頂きますが、本案の對象はもとより國民全般であるが、例えば罰則の對象になつておるような者は必ずしもいわゆる賣淫者ではなくして、良家の子女も處罰の對象になつておる

よう見えておるのですが、その者は全部何人に入る。初めは私共は

人は全部入ります。者は全部入ります。

○山下義信君 買春者の中には性病を持つておる、それらに對しまして厳しく處罰を加えるといふことは私共

納得するのですが、普通の良家の子女が圓滑も、感染を受けたといふ

病を持つておる、それらに對しまして厳しく處罰を加えるといふことは私共

納得するのですが、普通の良家の子女が圓滑も、感染を受けたといふ

病を持つておる、それらに對しまして厳しく處罰を加えるといふことは私共

納得するのですが、普通の良家の子女が圓滑も、感染を受けたといふ

病を持つておる、それらに對しまして厳しく處罰を加えるといふことは私共

納得するのですが、普通の良家の子女が圓滑も、感染を受けたといふ

病を持つておる、それらに對しまして厳しく處罰を加えるといふことは私共

納得するのですが、普通の良家の子女が圓滑も、感染を受けたといふ

病を持つておる、それらに對しまして厳しく處罰を加えるといふことは私共

納得するのですが、普通の良家の子女が圓滑も、感染を受けたといふ

病を持つておる、それらに對しまして厳しく處罰を加えるといふことは私共

たときだけの處罰ですか、そうじやないでしよう。疑わしいということ、疑

いを受けた場合もあるし、或いは私は

うかという、例えば「病歎をうつす處がある行為をした」ときといふような

が賣春婦と違う取扱をしているのかどうして醫者に行つて診て貢つて、この

法律によつてちやんと行かなければなりません。

○政府委員(渡野規矩雄君) 今のところはちよつと話が二つになりました

が、要するに怪しい所にある女性に對して調査であります。この場合は正當な理由であります。始終そこに付んでおるとか、そこで何かしておる

か、要するに怪しい所にある女性に對して調査であります。この場合は正當な理由であります。始終そこに付

んでおるとか、そこで何かしておる

か、要するに怪しい所にある女性に對して調査であります。この場合は正當な理由であります。始終そこに付

んでおるとか、そこで何かしておる

か、要するに怪しい所にある女性に對して調査であります。この場合は正當な理由であります。始終そこに付

んでおるとか、そこで何かしておる

か、要するに怪しい所にある女性に對して調査であります。この場合は正當な理由であります。始終そこに付

んでおるとか、そこで何かしておる

か、要するに怪しい所にある女性に對して調査であります。この場合は正當な理由であります。始終そこに付

んでおるとか、そこで何かしておる

したときの處罰もある。つまり良家の子女の場合がどうなつておるか、それ

が賣春婦と違う取扱をしているのかどう

して醫者を行つて診て貢つて、この

法律によつてちやんと行かなければ

なりません。

○政府委員(渡野規矩雄君) 良家に對して貢はれ、接したと言る。接したならば相手方に染される處れのあるものをも調べるのか、調べなつかといふことを先ず一つ聞いてみましょう。

○山下義信君 ということになつておるでしよう。

○政府委員(濱野規矩雄君) それは今までの良家の場合で、奥さんにそれを話をして醫者が診て別に奥さんに心配がない、こういうことがはつきりと分つておれば主人は内の女房は心配ありません、もう本人も外に行つて診て貰つて心配ありませんと、こういふことで別に問題はありません。

○山下義信君 それが問題になるのでなくして、法律にそれをちゃんと問題にしておる。それを尋ね来て特定のところへ立入り調査する。そしてそちらのことを當該要員に對して、これを拒否した場合にはちゃんとそれを處罰することになつておるのであります。

○政府委員(濱野規矩雄君) しませんか、それは處罰しませんか。

○山下義信君 法律で處罰することになつておつたらそこは修正します。これは再三當初からこの點は申上げております。

○山下義信君 法律で處罰することになつておつたらそこは修正しますが、實情によつてはそれは皆どの法律も斟酌いたしてあります。

○政府委員(濱野規矩雄君) 法律の中でも處罰するものもありますが、實情によつてはそれは修正します。併しそういうところに保健局長が中心になつて世話をしておりますから、そういうの希望があれば修正いたします。

○山下義信君 只今甚だ怪しからんことは考えておらんといふことはどうい

か、處罰しないかということを尋ねておる。ですから法律で處罰できないか

ことを先程申上げております。そういうことはそれでできるとそう申上げたのであります。

○委員長(坂本重蔵君) お詫びいたしますが、まだ質疑はいる／＼あるよう

でありますか、時間の關係がありますので……。

○蛭井伊介君 この法案は豫防法とあ

りますが、内容を検討して見ますと治療の部分が相當あつて、又それが非常に重要な地位を占めるべきものでありまして、第一條にしろ或いはその他の

條項を見ても悉く治療があり、又第四章には治療といふ一章さえも設けてあります。それならば豫防と治療とを完全に果さうという目的を持つておる法案とするならば、やはり法案の名稱にもそ

れを入れて置くことが名實を伴わずものではないか。ただ豫防法といふことより豫防及び治療法といつたよう

に、この性病の取扱についての目的を十分その方面において完全させることが適當ではないか、それをお尋ねいたしました。

○山下義信君 第二段の治療の報告でござりますが、これは治つたといふときに、保険所の方に治つたといふことをお届け願いまして、大體これでこの人

が眼に入つたと言つて、歸るまでに漏眼になつて眼が潰れたと聞きましたが、これなどはどうでございましょ

うか。もうこれは處罰もできませんし、どういうふうにこの傳染経路を接觸しまして、菌がなくなつておるとか、血清

検によりましての治療報告といふのが行われなければならぬ。そのこと

たときには、「ということ、並びに第二項の「過失によつて知らなかつた」ということを知つたとき」のこと、これは事實上どういふうな場合でこういうことが分つて

うふうな場合は、どういうことが分つて

うふうな場合でこういうことが分つて

うふうな場合は、どういうことが分つて

して取つておりますので、過失といふのは、知らなかつたといふ、こういう意味で取つております。

○小杉イ子君 傳染された者に對する

山下委員の質問に續いてござります。

○政府委員(濱野規矩雄君) 豫防法の名前ですが、治療即豫防といふのが、

私達普通考えておりますので、例えは

結核にいたしましても、患者の早期発見をいたしまして治療して行きます。そ

が、他の人に染さないという意味に

おきまして、全部これを法律で豫防と

總稱しております。この法律は、要す

るに早期発見をいたして完全な治療を

して、國民によく性病を分らせるとい

うのがこの法案の一番の趣旨なのであ

ります。そういう意味におきまして治

療即豫防、こう我々は解釋をしてお

ります。山梨でもこういふのがございましたの

砂が入ることは珍らしい子供には珍ら

いります。それから又お風呂屋の中で何

でござしまして、麻病をやりますと非

常に放尿するときに痛うございますか

ら風呂の中で小便するといふと痛みが

なくなるのであります。そういう非

常にひどい人があって、そのすぐ隣り

でお湯を掬つてやれば、綿糸が目に入

るといふようなことでござりますか

ります。それから又は男の方に多いの

でござしまして、麻病をやりますと非

は處罰をするが、自分は處罰しないようとは考えておらんといふことはどういう

「性病にかかるつていることを知つてい

ことの治療に對する報告が參ります。それから第二十七條は、賣淫を主と

すか、これがわ國の中でも嫖娼者の非常に氣の毒な例でありますと御覽頂きますとお風呂屋の中のこと

は如何かと思ひます。まことに規定によればなんと悠長なことで法文には超過

ぎはせんかと思ひますが如何なもので

しようか。

○委員長 塚本重蔵君 答辯は次回に

お願ひすることにいたしまして、私が

一いつ資料を要求しておきますが、府

縣別花柳病診療所一覽表といふものが

ありますか、多分この法律を施行した

場合にこれだけの診療所では不十分だ

と思いますので、法律施行後、これら

ら病院をもつと擴張増設して行がなけ

ればならんと思ひますが、それらの計

算があろうと思ひますが、その計畫表

をお示しを願いたいと思ひますので、

法律施行後、これら

ら病院をもつと擴張増設して行がなけ

木内キヤウ君 小林勝馬君 藤森眞治君 小杉イ子君 姫井伊介君 山下義信君 米倉謙也君

第二條又は第三條第二號の規定に

かかわらず、昭和二十五年六月三十日までに理髮師試験又は美容業

事の免許を受けて理容師になるこ

とができる。

○委員長 塚本重蔵君 日からこれを施行する。

○委員長 塚本重蔵君 この法律は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

○委員長 塚本重蔵君 日からこれを施行する。

第六條 醫師が、性病にかかるつて

ると診断したときは、省令の定め

つて、その保護者に對し、性病の治療

を受けるところにより、その性病にかか

つて、その保護者に對し、性病の治療

ければならない。

第九條 妊娠した者は、性病にかか

つて、その保護者に對し、性病の治療

を受けるところにより、その性病にかか

つて、その保護者に對し、性病の治療

ければならない。

第十條 都道府縣知事は、第六條の

の防止の方法を指示し、その患者

がある行爲をした者その他省令で

者及びその患者が性病をうつす虞

に開し必要な事項及び性病の傳染

の防止の方法を指示し、その患者

がある行爲をした者その他省令で

定める事項を質問し、二十四時間

以内に、文書をもつて、患者の居

住の場所を管轄する保健所長を經

て、必要な事項を都道府縣知事に

届け出なければならない。

第七條 醫師は、性病にかかるつて

いる患者が、前條の規定による

指示に従わないとき、又は他の醫

師の治療を受けている旨の證明書

を提出しないでの治療を受けな

いときは、文書をもつて、患者の

居住の場所を管轄する保健所長を

経て、その旨を都道府縣知事に届

けなければならない。患者が、治

ゆく、若しくは死亡し、又はその

居住の場所を變更したときも同様

である。

患者が居住の場所を變更したと

い。

第五條 この法律で「性病」とは、梅

毒、りん病、軟性下がん及びそ

いりん病、肉芽腫症をい。

第十四条 都道府県知事は、性病の治療及び預防上必要があると認めるとときは、患者又はその保護者に對し、その患者が性病の治療に關し現に講じてある措置について報告を求めることができる。

2 現に醫師の治療を受けている患者について、前項の規定による報告を求められた場合においては、その報告を求められた者は、現に醫師の治療を受けている旨の證明書を同項の規定による報告書に添付しなければならない。

第十五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、現に醫師の治療を受けていない患者又はその保護者に對し、その患者が性病の治療を行なうべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、性病の徹底的な治療及び預防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に對し、その患者の病原が傳染する度がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により、治療又は入院若しくは入所を命ぜられた患者及びその扶養義務者が、經濟的理由により、治療又は入院費若しくは入所費の全部又は一部を負擔することができないときは、省令の定めることにより、治療又は入院若しくは入所を命ぜられた患者及びその扶養義務者が、經濟的理由により、治療又は入院費若しくは入所費の全部又は一部を負担することがでなければならない。

第十六条 都道府県は、省令の定めるとところにより性病の診療を行なうために、病院又は診療所を設置しなければならない。

2 市町村(特別區を含む。以下同じ。)は、省令の定めるところにより、病院又は診療所を設置することができる。

3 都道府県又は市町村は、厚生大臣の承認を受け、一定の期間を限り、診療と認める公私立の病院又は診療所を、第二項の規定による病院又は診療所に代用することができます。

第十七条 都道府県は、厚生大臣の承認を受け、一定の期間を限り、診療と認める公私立の病院又は診療所を、第二項の規定による病院又は診療所に代用することができます。

第六章 費用

第一項から十二條までの健康診断に要する費用

以内を補助する。

第二十一条 都道府県知事は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

一 第十條及び第十一條の健康診断に要する費用

二 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

三 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

四 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

五 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

六 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

七 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

八 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

九 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十一 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十二 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十三 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十四 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十五 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十六 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十七 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十八 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

は質問をさせることができる。

第二十二条 都道府県知事は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

一 第十條及び第十一條の健康診断に要する費用

二 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

三 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

四 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

五 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

六 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

七 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

八 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

九 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十一 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十二 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十三 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十四 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十五 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十六 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十七 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

十八 第十條から十二條までの健康診断に要する費用

その賣いんをする者につき、その者が傳染の虞がある性病にかかることを知つていたときは、これを三年以下の懲役又は二萬圓以下の罰金に處する。

第二十三条 嘗試吏員が第十一條若しくは第十二條の規定により健康新規を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

一 第十條及び第十一條の健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

二 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

三 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

四 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

五 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

六 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

七 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

八 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

九 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十一 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十二 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十三 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十四 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十五 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十六 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十七 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

十八 第十條から十二條までの健康診断に要する費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者が、經濟的理由により、この限りでない。

第三十一条 正當の理由なく第二十條の規定による當該吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌

二 小學校入學前六月以内

三 小學校卒業前六月以内

第十二條 腸チフス又はバラチフスの接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、腸チフス若しくはバラチフスにかかつて

者又はかかるたことのある者については、保健所長の證明書により、これを免除することができる。

一 生後三十六月から生後四十八

月に至る期間

二 前號の接種後滿六十歲に至るまでの間において毎年

1 腸チフス又はバラチフスの接種を行うときは、あらかじめその接種に對する禁忌症候の有無について健康診断を行ななければならぬ。禁忌症候があると診断したときは、その者に對して接種を行つてはならない。

第十三條 百日せきの接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、百日せきにかかつてゐる者はかかるたことのある者については、保健所長の證明書により、これを免除することができる。

二 前號の定期の接種後十二月から十八月に至る期間

第十四條 結核の接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、結核にかかつてゐるか、又はツベルクリン反応が陽性の者で省令で定めるものについては、保健所長の證明書により、これを免除することができる。

一 生後六月以内

二 前號の定期の接種後滿三十歳に至るまでの間において毎年

2 この法律の定めるところにより、結核の接種を行うときは、あらかじめツベルクリン反応検査を行わなければならない。

第十五條 この法律で定めるもの外、接種の實施方法に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第三章 説明書及び記録

第十六條 市町村長は、第十條から

第十四條までの規定により定期の接種を受けた者に對して、省令の定めるところにより、定期の接種接種證明を交付しなければならない。

2 都道府縣知事又は市町村長は、第六條の規定により臨時の接種を受けた者に對して、省令の定めるところにより、臨時の接種接種證明を交付しなければならない。

3 痘痘について、前二項の接種接種證明は、種痘の検査を受けない者に對しては、これを交付しない。

第十七條 當該貞の請求を受けた者は、自己又は十六歳に満たない者の接種接種證明を提示しなければならない。但し、省令で定める者については、この限りでない。

第十八條 保健所長は、痘そき、百日せき、腸チフス若しくはバラチフスにかかつてゐる者若しくはかかるたことのある者又は結核にかかるたことのある者は、第十二條までの規定にかかわらず、接種を行うため必要な経費

の費用を負担することができない」と認めるとき及び第六條の規定による接種を行うときはこの限りでない。

第十九條 東京都の區の存する区域内にあつては、第二十條から第二十二條までの規定にかかわらず、接種を行うため必要な経費

の費用を負担することができる。但し、第三十二條(種痘法(明治四十二年法律第三十五號))は、これを廢止する。但し、この法律施行前になされた違反行為の處罰については、なお從前の例による。

第二十九條 この法律施行の際、生後三十六月以上の者で、腸チフス又はバラチフスの接種を受けたことのある者は、第十二條第一項第一號の接種を受けた者とする。

2 前項の場合において資費の徵收については、前條の規定を準用す

第十九條 市町村長(第六條の規定による接種については、都道府縣知事)は、省令の定めるところにより、この法律の規定により行つたすべての接種接種に關する記録を作成し、且つ、

これを保存しなければならない。

第三十條 第十三條施行の際、生後六月から生後二十四月に至るまで

の者は、省令の定めるところにより、百日せきの接種を受けなければならぬ。

第二十五条 この法律の定めるところにより、接種を行なうときは、これを必要の期間内に行なうことを

べきは行つても十分でないと認めるとき、又は必要の期間内に行なうことができないと認めるときは、都道府縣知事は、接種を行ひ、

その費用を市町村に支辨させるこ

とができる。

第二十條 この法律の定めるところにより、接種を行なうため必要な經費は、市町村(第六號の規定による接種については、都道府縣又は市町村)の支辨とする。

第二十一條 都道府縣は、政令の定めるところにより、前條の規定により市町村の支辨する額の三分の一

を負擔しなければならない。

第二十二條 國庫は、政令の定めるところにより、第二十條の規定により都道府縣の支辨する額及び前

條の規定により都道府縣の負擔する額の二分の一を負擔する。

第二十三條 市町村長は、この法律の定めるところにより、接種接種の費用を負担する。

第二十四条 第十條第四項の規定に違反した者

第一項若しくは第二項

又は第四條第一項の規定に違反した者

種を受けたことのない者は、省令の定めるところにより、腸チフス又はバラチフスの接種を受けなければならない。

第二十六条 前項の接種を受けた者については、省令の定めるところにより、接種を行なうべき市町村が、これを行わないか、若しくは行つても十分でないと認めるとき、又は必要の期間内に行なうことができないと認めるときは、都道府縣知事は、接種を行ひ、

その費用を市町村に支辨させることができる。

第二十七条 第十條第六項又は第七項の規定に違反した者は、これを

千圓以下の罰金に處する。

第二十八条 この法律は、昭和三十年七月一日から、これを施行する。但し、第十三條及び第十四條の規定に違反した者は、これを

千圓以下の罰金に處する。

第二十九條 この法律施行の際、生後三十六月以上の者で、腸チフス又はバラチフスの接種を受けたことのある者は、第十二條第一項第一號の接種を受けた者とする。

第二十条 この法律施行前種痘法第一條の規定により行つた第一期種痘は、これを第十條第一項第一號の規定により行つたものとみなす。

第二十一条 この法律施行の際、小學校に入學している者で、種痘法第一條の規定による第一期種痘を受けていない者に對して、市町村長は、期日を指定して種痘を行なわなければならぬ。

除することができる。

るものに對して、その者を診療した醫師の届出により、その旨の證明書を交付しなければならない。

前項の場合において資費の徴収については、前條の規定を準用す

月から六十歳に至るまでの者で、腸チフス又はバラチフスの豫防接種に際して、あらかじめ本人に對する旨を通告しなければならぬ。

規定による第二期種痘を受けない者に對して、市町村長は、期日を指定して種痘を行わなければ

ならない。
第三十三條 傳染病預防法（明治三十年法律第三十六號）の一部を次のように改正する。

第一條 第二號中「市町村」
於テ施行スル清潔方法、消毒方法及種痘ニ要スル諸費」を「市町村ニ於テ施行スル清潔方法及消毒方法ニ要スル諸費」に改める。

六月十日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、大麻取締法案（第百十九號）

民生委員法

第一條 民生委員は、社會奉仕の精神をもつて、保護指導のことにつれて、社會福祉の増進に努めるものとする。

第二條 民生委員は、常に、人格識見向上と、その職務を行なう上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三條 民生委員は、市（特別區を含む。以下同じ。）町村の區域にこれを置く。

第四條 民生委員の定數は、厚生大臣の定める基準に従い、都道府縣知事が、前條の區域ごとに、その區域を管轄する市町村長（特別區の區長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

第五條 民生委員は、都道府縣知事の推薦によつて、厚生大臣がこれを委嘱する。

第六條 前項の都道府縣知事の推薦は、

者が推薦した者について、都道府縣に設置された民生委員審査會の意見をきいてこれを行う。

第六條 民生委員推薦會が、民生委員を推薦するに當つては、當該市町村の議會（特別區の議會を含む。以下同じ。）の議員の選舉権を有する者のうち、人格識見高く、廣く社會の實情に通じ、且つ、社會福祉の増進に熱意のある者であつて兒童弱祉法（昭和二十年法律第二百六十四號）の兒童委員としても適當である者について、これを行なわなければならぬ。

二、前項で定めるもの外、委員として、適當である者について、これを定めること。

第七條 都道府縣知事は、民生委員推薦會の推薦した者が、民生委員として適當でないと認めるときは、民生委員審査會の意見をきいて、その民生委員推薦會に對し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

二、前項の規定により、都道府縣知事が再推薦を命じた場合において、都道府縣知事は、當該市町村長及び民生委員審査會の意見をきいて、民生委員の再推薦を命ずることができる。

三、前項の規定により、都道府縣知事が再推薦をしないときは、

前四項で定めるものの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

第五條 民生委員は、名譽職とし、その任期は、三年とする。

第六條 民生委員は、都道府縣知事の推薦によつて、厚生大臣がこれを組織する。

第七條 民生委員は、都道府縣知事の推薦によつて、厚生大臣がこれを組織する。

第八條 民生委員は、委員長一人及び委員若干人でこれを組織する。

第九條 民生委員は、市町村の議會の議員、社會事業の實施に關係のある者、その他學識経験のある者の中からこれを置く。

第十條 民生委員は、名譽職とし、その任期は、三年とする。

第十一條 民生委員が左の各號の一に該當する場合においては、厚生大臣は前條の規定にかかわらず、都道府縣知事（其申に基いて、こ

二、委員は、市町村長が市町村の議會の議員、社會事業の實施に關係ある者、その他學識経験のある者の中から市町村長を置く。

三、前項の規定によつて、厚生大臣がこれを組織する。

四、前項の規定によつて、厚生大臣がこれを組織する。

五、前項の規定によつて、厚生大臣がこれを組織する。

六、前項の規定によつて、厚生大臣がこれを組織する。

議會の議員の中から委嘱される委員の數は、委員總數の四分の一以内でなければならない。

三、委員は、當該市町村の議會の議員を推薦するに當つては、當該市町村の議會（特別區の議會を含む。以下同じ。）の議員の選舉権を有する者でなければならぬ。

四、委員長は、委員の互選とする。

五、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

第六條 民生委員は、當該市町村の議會の議員を推薦するに當つては、當該市町村の議會（特別區の議會を含む。以下同じ。）の議員の選舉権を有する者でなければならぬ。

はこれに堪えないのである場合

二、職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三、民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

四、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

五、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

六、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

七、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

八、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

九、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

十、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

十一、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

十二、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

十三、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

十四、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

十五、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

十六、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

十七、前四項で定めるもの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の

を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信條、性別、社會的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることがない。

第十六條 民生委員は、その職務上の地位を政黨又は政治的目的のために利用じてはならない。

二、前項の規定に違反した民生委員は、第十一條及び第十二條の規定に従い解雇せられるものとする。

三、前項の規定に違反した民生委員は、その職務に従事して、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

四、市町村長は、民生委員に對し、保護を要する者に關する必要な資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に關して必要な指示をすることができる。

五、市町村長は、民生委員に對し、指導訓練に從事する吏員を置かなければならぬ。

六、前項の吏員は、社會事業に關する學識経験のある者の中からこれを任用しなければならない。

七、第一項の吏員は、社會事業に關する學識経験のある者の中からこれを任用しなければならない。

八、政令でこれを定める。

九、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

十、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

十一、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

十二、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

十三、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

十四、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

十五、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

十六、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

十七、前項の規定によつて、市町村長の意見をきいて定められ、これを解雇することができる。

これをこの法律の規定による認受證
又は認渡證とみなす。

第三十三條 この法律施行前になし
た違反行為の罰則の適用について
は、なお從前の例による。